

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>笠幡狭山線</p>	<p>路線名</p>
<p>狭山市柏原字上澤一八五三番二地先から同市柏原字上宿一六九三番四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和二年九月二十三日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二一九・四二メートル</p>	<p>備考</p>